

9月 NEWS

① 税制情報

平成 30 年 5 月より、一定の要件を満たしている事業主（以下「中小事業主」という）に使用される従業員で個人型確定拠出年金「iDeCo」（イデコ）に加入している方については、中小事業主が必要な手続等をとった場合、従業員の加入者掛金に対して、中小事業主が中小事業主掛金を上乗せ（追加）して拠出することが可能になりました（以下「中小事業主掛金納付制度」といいます）。

税制上におけるメリットが注目されている中小事業主掛金納付制度（愛称「iDeCo+」（イデコプラス））についてご紹介します。

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員（第一号厚生年金被保険者）100 人以下の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を営んでいる場合、全事業所の合計が 100 人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCo に加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格（職種、勤続年数）を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額 5,000 円以上 23,000 円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ 1,000 円単位で決定できます。加入者掛金を 0 円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることは可能です。また、一定の資格ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合もしくは労総者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する際にも同様の同意が必要です。

iDeCo（個人型年金）の掛金の税制上の取り扱い、加入者掛金と中小事業主掛金でそれぞれ次のようになります。

* 加入者掛金：小規模企業共済等掛金控除として、本人の所得から控除できます。

* 中小事業主掛金：企業が負担する支出として、損金に算入できます。

注意点としては次のようになります。

*iDeCoに加入しない従業員には、中小事業主掛金を拠出することができません。

*iDeCoに加入したくない従業員がいる場合、加入は強制できません。

*中小事業主掛金の額は、一定の資格（職種、勤続期間）ごとに定めることが可能です。ただし、その定めた資格内（同一職種内、同一勤続期間内）においては、同一の中小事業主掛金額としなければならない、また特定の従業員に不当に差別的な取扱いにならないようにする必要があります。

中小事業主掛金が損金に算入できるだけでなく、従業員の老後をより豊かにできる新しい制度として注目の中小事業主掛金納付制度について、詳しくは、iDeCo 公式サイト（サイト運営：国民年金基金連合会）をご覧ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

②9月の主な税務

9月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限等	内容
9月10日	8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月1日	7月決算法人の確定申告
	4月、7月、10月、1月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	1月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の10月・1月・4月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の6・7月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

③スタッフの一言

毎日のように「暑いですね」と挨拶をしていますが、そろそろ秋の気配を感じることができるとはでしょうか。季節の変わり目は体調を崩しがちです。皆様どうぞご自愛くださいませ。

担当：稲永